条件付一般競争入札基本事項（建設コンサルタント）

1　入札に参加する者に必要な要件

（1）　入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。

※落札決定の日は、落札決定通知日をいう。

（2）　能代市財務規則第１０７条の規定に該当すること。

（3）　前項に掲げるもののほか、業務ごとに定める要件を満たすこと。

（4）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

2　設計図書に関すること

（1）　設計図書等の閲覧は電子入札システムにより行うものとする。

（2）　設計図書等に対する質問は、次によるものとする。

ア　質問方法　　簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。

イ　提 出 先　　業務主管課

（3）　質問に対する回答は、電子入札システムにより行う。

3　入札参加申込等に関すること

（1）　入札参加申込書

電子入札システムによる。ただし、紙入札による場合で入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）のほか、紙入札方式参加承諾願を市長に提出すること。

ア　条件付一般競争入札参加申請書（様式第１号）

イ　同種業務履行実績調書（様式第２号）

ウ　配置予定技術者等の資格・業務経歴（様式第３号）

エ　手持業務概要調書（様式第４号）

オ　入札参加資格を証する書類

カ　前項に揚げるもののほか、業務ごとに定める要件を満たすことを証する書類

（2）　申込書類の入手方法

ア　交付場所　　能代市総務部契約検査課

電話番号　０１８５－８９－２２２２

※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。

イ　交付費用　　無料

（3）　申込書類の提出及び受付

ア　提出方法　　電子入札システムによること。ただし、紙入札による場合は、下記へ書留郵便又は持参すること。

イ　提 出 先　　能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課

・契約検査課（〒016-8501 秋田県能代市上町１番３号）

・総務企画課（〒018-3192 秋田県能代市二ツ井町字上台１番地１）

（４）　入札参加の辞退

入札参加申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

４　入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他のものについては確認を行わないものとする。

５　入札に関すること

（１）　入　札　方　法　　電子入札システムにより提出。ただし、紙入札による場合は、下記へ書留郵便等で提出すること。

（２）　提　　出　　先　　能代市総務部契約検査課

（３）　入　札　金　額　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除した金額を入札書に記載すること。

（４）　入札保証金　　能代市財務規則（以下「規則」という。）第１１２条の規定による。

（５）　入札の方法　　規則第１１５条の規定による。

６　開札、落札決定に関すること

（１）　開札の立ち会い　　紙入札による入札参加者で、立ち会いを希望する者は、開札に立ち会うことができる。希望する者がいないときは、当該入札に関係のない職員が立ち会うものとする。

（２）　開　札　結　果　　開札の結果は、契約検査課及び行政情報コーナーに掲示し、能代市ホームページに掲載及び電子入札システムの入札情報サービスにより行う。

※落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表する。

（３）　参加資格の無い者のした入札書は無効とする。

（４）　予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が２者以上であるときは、電子入札運用基準第１５に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

（５）　（４）の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき

（６）　（５）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が２者以上である場合

は、能代市公共事業電子入札運用基準第 １５条 に定めるくじの方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（５）の確認等を行うものとする。

（７） 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

（８） 落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

７ 契約の締結に関すること

（１） 契約締結の時期

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内（閉庁日を除く）に契約を締結しなければ当該入札はその効力を失う。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

（２） 見積内訳書

落札者は、契約締結までに入札金額と一致する見積内訳書を提出すること。

（３） 契約保証金

能代市財務規則第１２７条の規定による。

８ その他必要な事項

（１） 申請書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。

（２） 提出された申込書類は返却しない。また、本業務の入札参加資格の確認以外に、無断で他の目的に使用しない。

（３） 申請書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

（４） 申請書類に虚偽の記載をした者は、指名停止措置を行うことがある。

（５） 落札決定通知日は、事情により変更することがある。

（６） 完成期限は、事情により変更することがある。

（７） 業務の全部又は大部分を一括して他に委任し、又は請け負わせてはならない。

（８） 請負代金は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

（９） 入札参加者は、設計図書等を熟知し、規則及び入札心得等を遵守すること。

（１０） 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０